型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2321	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　Ｈ22－ＩＣＣ－４ＨＶ12	いすゞ　ＳＦＧ－ＮＪＲ82＊＊＊、いすゞ　ＳＦＧ－ＮＫＲ82＊＊＊、いすゞ　ＳＦＧ－ＮＬＲ82＊＊＊、いすゞ　ＳＦＧ－ＮＭＲ82＊＊＊、いすゞ　ＳＦＧ－ＮＰＲ82＊＊＊、ニッサン　ＳＦＧ－ＡＪＲ82＊＊＊、ニッサン　ＳＦＧ－ＡＫＲ82＊＊＊、ニッサン　ＳＦＧ－ＡＬＲ82＊＊＊、ニッサン　ＳＦＧ－ＡＭＲ82＊＊＊、ニッサン　ＳＦＧ－ＡＰＲ82＊＊＊、ＵＤトラックス　ＳＦＧ－ＢＪＲ82＊＊＊、ＵＤトラックス　ＳＦＧ－ＢＫＲ82＊＊＊、ＵＤトラックス　ＳＦＧ－ＢＬＲ82＊＊＊、ＵＤトラックス　ＳＦＧ－ＢＭＲ82＊＊＊、ＵＤトラックス　ＳＦＧ－ＢＰＲ82＊＊＊、マツダ　ＳＦＧ－ＬＪＲ82＊＊＊、マツダ　ＳＦＧ－ＬＭＲ82＊＊＊、マツダ　ＳＦＧ－ＬＰＲ82＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第七百八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年六月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1012	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＵＤＳ－Ｃ7.1	吸入負圧：8.0 kPa　排気圧力：14.0kPa、吸入負圧：8.0kPa　排気圧力：18.0 kPa、吸入負圧：8.0 kPa　排気圧力：23.0 kPa、吸入負圧：8.0 kPa　排気圧力：24.0 kPa、吸入負圧：8.0 kPa　排気圧力：28.0 kPa、吸入負圧：8.0 kPa　排気圧力：30.0 kPa、吸入負圧：8.0 kPa　排気圧力：31.0 kPa、吸入負圧：8.0 kPa　排気圧力：32.0 kPa、吸入負圧：8.0 kPa　排気圧力：35.0kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第七百八十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年六月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1193	騒音防止装置　三菱　Ｈ10－６Ｍ60ＭＭ４	三菱　ＳＤＧ－ＭＭ96ＦＨ、三菱　ＬＤＧ－ＭＭ96ＦＨ	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三鷹市幸区鹿島田890番地12

○国土交通省告示第七百八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年六月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－70Ｒ－010030	大型後部反射器　ＭＡＲＵＷＡ　ＭＧＲ－２	マルワ工業株式会社　愛知県春日井市松河戸町段下1333－３
Ｅ43－70Ｒ－010031	大型後部反射器　ＭＡＲＵＷＡ　ＭＧＲ－４	〃
Ｅ43－70Ｒ－010032	大型後部反射器　ＭＡＲＵＷＡ　ＭＺＲ－２	〃
Ｅ43－70Ｒ－010033	大型後部反射器　ＭＡＲＵＷＡ　ＭＺＲ－４	〃

○国土交通省告示第七百八十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年六月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1011	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＵＤＳ－Ｃ13	吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：39.1kPa、吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：38.7 kPa、吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：37.1 kPa、吸入負圧：3.7 kPa　排気圧力：31.6kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第七百八十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年六月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日　　国土交通大臣　大畠　章宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1195	騒音防止装置　日野　98－Ｊ07Ｅ－02	日野　ＳＤＧ－ＲＲ７Ｊ　＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第七百八十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十三年六月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十三年七月二十六日　　国土交通大臣　大畠　章宏